

## 福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

### 補助金交付要綱

#### （趣旨）

第1条 県は、東日本大震災において地震や津波による被災を原因として避難した住民及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により避難した住民（以下「避難者」という。）が現に居住する地域（避難前に居住していた地域に帰還する場合を含む）において、安定的な日常生活を営むことができるよう、戸別訪問による見守りや相談支援等の避難者の日常生活を支援する事業を実施する社会福祉協議会等（以下「事業者」という）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

#### （実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、知事が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、市町村民生児童委員協議会、NPO等の団体とする。

#### （補助の対象及び補助額）

第3条 補助金は、事業者が次の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施する場合に要する経費のうち、別表に定める経費について、事業者に対して補助するものとし、その額は、事業の合計実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と、知事が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、(1)の事業については、県単位及び市町村単位で必ず実施しなければならない。

#### (1) 「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する事業

地域において、避難者支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより、事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、以下のようない内容で「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する。

ア 「被災者見守り・相談支援調整会議」は、本事業を実施し、又は本事業を実施する団体に対して県が参画するものとし、避難者支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等により構成すること。

イ 本会議では、見守り支援や相談支援活動など地域において必要とされる支援の内容や関係団体の役割分担に関する検討、支援の実施状況に関する検証等を行うこと。

ウ 本会議を活用し、各団体間の密接な連携を確保すること。

エ 本会議は、概ね年2回以上開催すること。

オ 本会議は、既存の協議の場を活用して行うことも差し支えないこと。

#### (2) 避難者の見守り・相談支援を行う事業

避難者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下ののような事業を実施する。

なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。

- ア 仮設住宅又は災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
- イ 避難者の日常生活に関する相談支援
- ウ 避難者の日常生活の安定確保に資する情報提供
- エ 応急仮設住宅等の供与終了により自治体等関係機関が行う生活再建支援について、情報共有や支援方針への助言を通じた協力
- オ 支援が困難なケースについて、関係者が連携して対応するためのケース検討会議の開催

(3) 避難者支援従事者の資質向上等を図るための事業

避難者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。

- ア 避難者支援従事者の資質向上のための研修会の実施

(4) その他避難者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として知事が必要と認めた事業

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金所要額調書（様式第1号別紙1）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(事前着手)

第6条 第4条第1項に定める補助金の交付申請書を知事に提出した後、交付決定の通知を受ける前に事業に着手する必要が生じた場合には、その理由を記載した福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金交付決定前着手申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費総額の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない20%以内の増額とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならぬこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならぬこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）遅延等報告書（様式第3号）によりすみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができること。
- (6) 事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。その他知事が別に定める事項に反しないこと。
- (7) 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (8) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般上の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (9) 補助対象事業を遂行するに当たっては本要綱及び福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）実施要領、その他知事が別に定める事項を遵守しなければならない。
- (10) 事業者が（1）から（9）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）完了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（全額概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月8日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金精算書（様式第7号別紙1）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (3) 事業に係る支出をしたことが明らかな書類（支出命令書等）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類（売買、請負その他の契約をした場合、入札又は見積合わせをしたことがわかる書類等）

(補助金の交付請求)

第13条 事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金交付請求書（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、処分の制限を受ける期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとする。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）取得財産等管理台帳（年度）兼取得財産等管理明細書（様式第9号）に記帳整理し前項に規定する期間備えることとし、処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとすること。

#### （会計帳簿等の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

#### （消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（様式第10号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前段の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### （その他）

第17条 この要綱に定めるものほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

ただし、別表（第3条関係）補助対象経費の入件費の金額については、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 補助対象経費

1 区分	2 基準額	3 対象経費
社会福祉協議会に生活支援相談員を配置する事業	次により算出された額の合計額 1 人件費（注） (1)専任職員 ・課長補佐級相当1名 年間8,349,520以内 ・主任主査相当1名 年間7,109,376円以内 (2)総括生活支援相談員 1名あたり	社会福祉協議会が行う生活支援相談員等の配置により避難者に対する日常生活支援を行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 人件費 給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費 2 人件費以外の事業費 報償費、旅費、需用費、使用料及

	<p>年間4,188,313円以内</p> <p>(3)主任生活支援相談員 1名あたり 年間3,943,054円以内</p> <p>(4)避難者地域支援コーディネーター1名あたり 年間3,943,054円以内</p> <p>(5)生活支援相談員・避難者地域支援コーディネーターに係る人事・労務管理を行う職員 1名あたり 年間3,943,054円以内</p> <p>(6)生活支援相談員1名あたり 年間3,639,988円以内</p> <p>2 人件費以外の事業費 知事が必要と認めた額</p>	び賃借料、役務費、助成金、委託料、備品購入費
N P O 等民間支援団体が行う避難者生活支援事業	知事が必要と認めた額	N P O 等の団体が行う避難者生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費
民生委員・児童委員が行う避難者支援活動を支援する事業	知事が必要と認めた額	・民生委員・児童委員が行う避難者支援訪問活動等に必要な次に掲げる経費  報償費、旅費

社会福祉協議会 が行う避難者の 孤立防止を図る ためのサロン活 動を支援する事 業	55万円以内/1拠点あたり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の孤立防止を図るために行 うサロン活動に必要な次に掲げる経 費</li> <li>報償費、旅費、需用費、使用料及び 賃借料、役務費</li> </ul>
--	---------------	---

(注) (1)から(6)に掲げる職種の業務内容等の詳細については、別途定める避難者見  
守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）実施要領による。